

令和 7 年南砺市議会定例会
令和 7 年 6 月 会 議
議案 参考資料

【条例 新旧対照表】

令和 7 年 6 月会議提出案件参考資料

目 次

条例関係

議案第	6 7 号	南砺市税条例の一部改正について……………	3
議案第	6 8 号	南砺市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化 に関する法律の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の 一部改正について……………	1 1
議案第	6 9 号	南砺市重度心身障害者等医療費助成条例の一部改正について……………	1 2
議案第	7 0 号	南砺市国民健康保険税条例の一部改正について……………	1 5

南砺市税条例新旧対照表

現行	改正案	備考
(公示送達) 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、南砺市公告式条例(平成16年南砺市条例第3号)第2条に規定する掲示場に<u>掲示して行うものとする。</u>	(公示送達) 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)</u>を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、<u>公示事項が記載された書面を南砺市公告式条例(平成16年南砺市条例第3号)第2条に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u>	インターネットを用いる公示送達方式の追加に伴う改正
(納税証明事項) 第18条の3 <u>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。 (所得控除)	(納税証明事項) 第18条の3 <u>施行規則</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。 (所得控除)	第18条の改正に伴う規定の整備

第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険

第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険

特定親族特別控除の創設に伴う改正

料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。))については、この限りでない。

2～9 (略)

料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。))(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。))については、この限りでない。

2～9 (略)

特定親族特別控除の創設に伴う改正

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 扶養親族の氏名 (4) (略)	(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 扶養親族又は特定親族の氏名 (4) (略)	
2～6 (略) (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受	2～6 (略) (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受	特定親族特別控除の創設に伴う改正

ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。) 又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 扶養親族の氏名 (4) (略) 2～5 (略)	ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。) 又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)<u>若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)</u>を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 扶養親族<u>又は特定親族</u>の氏名 (4) (略) 2～5 (略)	特定親族特別控除の創設に伴う改正 同上
---	---	-----------------------------------

附 則

附 則

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の
売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項に
おいて「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ
(第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条
の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。
以下この条において同じ。)に係る第94条第1項の製造
たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分
の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め
る方法により換算した紙巻たばこ(第92条第1号アに掲
げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において
同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉た
ばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙
その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たば
こ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを
施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直
接加熱することによって喫煙の用に供されるものに
限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他
の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部
分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて
同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換
算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たり

たばこ税の課税
標準の特例の新
設に伴う附則の
追加

の重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次

	<u>に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</u> <u>(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u> <u>(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)</u>と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの	
--	---	--

南砺市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例新旧対照表

現行	改正案	備考
(課税免除) 第2条 市長は、同意促進区域内において、同意基本計画の同意の日(以下「同意日」という。)から<u>令和7年3月31日</u>までの期間内に、法第13条第4項に規定する富山県知事の承認又は同条第7項に規定する主務大臣の承認を得た地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第2条に規定する対象施設を設置した者(法第25条に規定する承認地域経済牽引事業を行う者に限る。)に対して、当該対象施設の用に供する家屋(以下「適用家屋」という。)若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(同意日以降に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該適用家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)については、新たに固定資産税を課税することとなった年度以降3箇年度分限り、これを課さないものとする。	(課税免除) 第2条 市長は、同意促進区域内において、同意基本計画の同意の日(以下「同意日」という。)から<u>令和10年3月31日</u>までの期間内に、法第13条第4項に規定する富山県知事の承認又は同条第7項に規定する主務大臣の承認を得た地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第2条に規定する対象施設を設置した者(法第25条に規定する承認地域経済牽引事業を行う者に限る。)に対して、当該対象施設の用に供する家屋(以下「適用家屋」という。)若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(同意日以降に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該適用家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)については、新たに固定資産税を課税することとなった年度以降3箇年度分限り、これを課さないものとする。	法改正に伴う適用期限の延長

南砺市重度心身障害者等医療費助成条例新旧対照表

現行	改正案	備考
(定義) 第2条 (略) 2 この条例において「重度心身障害者等」とは、市に住所を有し、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定による被保険者、組合員若しくは加入者又はその被扶養者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者及び規則の定めるところにより算定した合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に定める合計所得金額をいう。ただし、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合にあっては、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額(当該金額が0を下回る場合には、0とする。))とする。)の世帯合計額が1,000万円以上の世帯に属する者を除く。	(定義) 第2条 (略) 2 この条例において「重度心身障害者等」とは、市に住所を有し、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定による被保険者、組合員若しくは加入者又はその被扶養者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者及び規則の定めるところにより算定した合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に定める合計所得金額をいう。ただし、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合にあっては、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額(当該金額が0を下回る場合には、0とする。))とする。)の世帯合計額が1,000万円以上の世帯に属する者を除く。	

(1)・(2) (略) (3) 高齢者医療確保法第50条第1項第2号に該当する者(第5号に規定する者を除く。)	(1)・(2) (略) (3) 高齢者医療確保法第50条第2号に該当する者(第5号に規定する者を除く。)	字句の修正
(4)・(5) (略)	(4)・(5) (略)	
3 (略)	3 (略)	
4 この条例において「一部負担金」とは、高齢者医療確保法第56条第1項に規定する後期高齢者医療給付(療養の給付その他規則で定める給付に限る。)を受けた者が同法に基づき負担すべき額をいう。	4 この条例において「一部負担金」とは、高齢者医療確保法第56条に規定する後期高齢者医療給付(療養の給付その他規則で定める給付に限る。)を受けた者が同法に基づき負担すべき額をいう。	同上
5・6 (略) (助成金の交付)	5・6 (略) (助成金の交付)	
第4条 市長は、次に掲げるところにより医療費の助成金を交付するものとする。	第4条 市長は、次に掲げるところにより医療費の助成金を交付するものとする。	
(1) 第2条第2項第1号及び第2号に掲げる重度心身障害者等である受給者に対する助成金(前条第2号イに係る助成金を除く。)にあつては、保険医療機関等に交付するものとする。ただし、富山県以外の保険医療機関等で医療を受ける場合には、受給者に交付するものとする。	(1) 第2条第2項各号に掲げる重度心身障害者等である受給者に対する助成金(前条第2号イに係る助成金を除く。)にあつては、保険医療機関等に交付するものとする。ただし、富山県以外の保険医療機関等で医療を受ける場合には、受給者に交付するものとする。	助成金の交付に係る規定の改正
(2) (略)	(2) (略)	
(3) 第2条第2項第3号から第5号までに掲げる重度心身障害者等である受給者に対する助成金及び前条第2号	(3) 前条第2号イに係る助成金にあつては、受給者に交付するものとする。	同上

イに係る助成金にあつては、受給者に交付するものとする。		
-----------------------------	--	--

南砺市国民健康保険税条例新旧対照表

現行	改正案	備考
(課税額) 第2条 (略) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。 4 (略) (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場	(課税額) 第2条 (略) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>26万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26万円</u>とする。 4 (略) (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場	賦課限度額の改正 同上 同上

合には、<u>65万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1) (略) (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 12,750円 イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,85	合には、<u>66万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>26万円</u>を超える場合には、<u>26万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1) (略) (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>30万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 12,750円 イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,85	賦課限度額の改正 所得判定基準の改正
--	--	----------------------------------

0円

(イ) 特定世帯 4,925円

(ウ) 特定継続世帯 7,388円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,850円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,000円

(イ) 特定世帯 1,500円

(ウ) 特定継続世帯 2,250円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,100円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,250円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同

0円

(イ) 特定世帯 4,925円

(ウ) 特定継続世帯 7,388円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,850円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,000円

(イ) 特定世帯 1,500円

(ウ) 特定継続世帯 2,250円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,100円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,250円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同

一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合 にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を 減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額） に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>54万5,000</u> <u>000</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 （前2号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被 保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する 世帯主を除く。) 1人について 5,100円 イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世 帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それ ぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,94 0円 (イ) 特定世帯 1,970円 (ウ) 特定継続世帯 2,955円 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援 金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条 第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,540円 エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援 金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の 区分に応じ、それぞれに定める額	一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合 にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を 減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額） に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>56万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前 2号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被 保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する 世帯主を除く。) 1人について 5,100円 イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世 帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それ ぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,94 0円 (イ) 特定世帯 1,970円 (ウ) 特定継続世帯 2,955円 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援 金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条 第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,540円 エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援 金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の 区分に応じ、それぞれに定める額	所得判定基準の 改正
---	---	------------------------

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,200円 (イ) 特定世帯 600円 (ウ) 特定継続世帯 900円 オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,640円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 900円 2 (略)	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,200円 (イ) 特定世帯 600円 (ウ) 特定継続世帯 900円 オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,640円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 900円 2 (略)	
--	--	--